

第125号議案

長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例等の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正理由	1
2 改正の内容	1
3 新旧対照表	2～6

長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する 条例等の一部を改正する条例について

1 改正理由

租税特別措置法の一部改正に伴い、長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例等について関係条文の整理を行う。

2 改正の内容

租税特別措置法の一部が改正され、利子税等の割合の特例において名称等の見直しが行われたことに伴い、同法の用語を引用している関係規定等を整理する。

(1) 改正対象の条例

- ア 長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例（附則第2項）
- イ 長崎市道路占用料条例（附則第3項）
- ウ 長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業東長崎矢上地区土地区画整理事業施行条例（附則第2項）
- エ 長崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例（附則第5項）
- オ 長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業東長崎平間・東地区土地区画整理事業施行条例（附則第2項）
- カ 長崎市集落排水処理施設条例（附則第2項）
- キ 長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業長崎駅周辺土地区画整理事業施行条例（附則第2項）

(2) 施行期日 令和3年1月1日

3 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和39年3月30日 条例第23号</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合の特例）</p> <p>2 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に <u> </u> 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合 <u> </u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に <u> </u> 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に <u> </u> 年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>○長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和39年3月30日 条例第23号</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合の特例）</p> <p>2 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 <u> </u> 中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年 <u> </u> における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>
<p>○長崎市道路占用料条例</p> <p style="text-align: right;">昭和38年3月25日 条例第5号</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合の特例）</p> <p>3 当分の間、第7条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年</p>	<p>○長崎市道路占用料条例</p> <p style="text-align: right;">昭和38年3月25日 条例第5号</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合の特例）</p> <p>3 当分の間、第7条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平</p>

の前年に 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合 に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に 年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年 中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年 における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

○長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業東長崎矢上地区土地区画整理事業施行条例
昭和51年12月25日
条例第39号

○長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業東長崎矢上地区土地区画整理事業施行条例
昭和51年12月25日
条例第39号

附 則

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第22条第2項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年5.37パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合 に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年4.37パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年10.75パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に 年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年10.75パー

附 則

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第22条第2項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年5.37パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年4.37パーセントの割合に満たない場合には、その年 中においては、年10.75パーセントの割合にあつてはその年 における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年10.75パーセン

<p>セントの割合を超える場合には、年10.75パーセントの割合)とし、年5.37パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に 年1パーセントの割合を加算した割合とする。</p>	<p>トの割合を超える場合には、年10.75パーセントの割合)とし、年5.37パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とする。</p>
<p>○長崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例 昭和52年12月24日 条例第32号</p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>5 当分の間、第10条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に 年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。</p>	<p>○長崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例 昭和52年12月24日 条例第32号</p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>5 当分の間、第10条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年 中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年 における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。</p>
<p>○長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業東長崎平間・東地区土地区画整理事業施行条例 平成12年9月28日 条例第37号</p>	<p>○長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業東長崎平間・東地区土地区画整理事業施行条例 平成12年9月28日 条例第37号</p>

附 則

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第28条第2項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年5.37パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に _____ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合 _____ に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年4.37パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年10.75パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に _____ 年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年10.75パーセントの割合を超える場合には、年10.75パーセントの割合）とし、年5.37パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に _____ 年1パーセントの割合を加算した割合とする。

附 則

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第28条第2項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年5.37パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年4.37パーセントの割合に満たない場合には、その年 _____ 中においては、年10.75パーセントの割合にあつてはその年 _____ における延滞金特例基準割合に _____ 年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年10.75パーセントの割合を超える場合には、年10.75パーセントの割合）とし、年5.37パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に _____ 年1パーセントの割合を加算した割合とする。

○長崎市集落排水処理施設条例

平成12年12月25日
条例第45号

附 則

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第24条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に _____ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合 _____ に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」

○長崎市集落排水処理施設条例

平成12年12月25日
条例第45号

附 則

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第24条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年 _____

という。) 中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に 年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年 における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

○長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業長崎駅周辺土地区画整理事業施行条例

平成21年3月23日

条例第5号

附 則

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第28条第2項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年5.37パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年4.37パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年10.75パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に 年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年10.75パーセントの割合を超える場合には、年10.75パーセントの割合)とし、年5.37パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に 年1パーセントの割合を加算した割合とする。

○長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業長崎駅周辺土地区画整理事業施行条例

平成21年3月23日

条例第5号

附 則

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第28条第2項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年5.37パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年4.37パーセントの割合に満たない場合には、その年 中においては、年10.75パーセントの割合にあつてはその年 における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年10.75パーセントの割合を超える場合には、年10.75パーセントの割合)とし、年5.37パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とする。